

高松市道路施設ネーミングライツ事業に係る命名権者募集要項

1 募集の目的

高松市では、市有施設のサービス向上、施設利用の促進及び継続的に安定した財政基盤を確立するため、施設に愛称を付与する命名権者を募集します。

2 募集の対象となる施設

以下の表に記載している施設について、個別に申込みできます。

また、複数の施設に対して、同時に応募することも可能です。

施 設 の 名 称	所 在 地	施 設 概 要
浜ノ町横断歩道橋	高松市浜ノ町	別紙 個票のとおり
水道橋横断歩道橋	高松市扇町	
勝賀中学校横断歩道橋	高松市香西南町	
玉藻中学校横断歩道橋	高松市松島町	
峰山トンネル	高松市西春日町～鶴市町	
屋島隧道	高松市屋島東町～屋島西町	

3 希望するネーミングライツの契約期間及び命名権料等

(1) 契約期間

各対象施設の契約期間については、別表1のとおりです。

なお、契約期間の始期については、応募日から起算して、最低でも4カ月以上先の月初日とし、終期については、原則として、契約始期から起算して、5年以内の年度末日までとします。

契約更新（契約期間満了）に際しては、他者に優先して市と交渉する権利があります。

(2) 命名権料

各対象施設の命名権料については、別表1のとおりです。

※応募は、応募可能額から可能です（応募可能額未満の応募は受け付けできません。）。

契約金額（年額）は、年間命名権料に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、各年度4月30日までに納付するものとします。

ただし、年度途中に愛称使用を開始することになった場合における初年度の契約金額は、年間命名権料に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月割りした金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、初年度の納付期限は、愛称使用開始日の属する月の末日とします。

4 ネーミングライツの内容

(1) 企業名又は商品名（ブランド名）の愛称を付けることができます。

なお、条例で定める施設の正式名称の改正は行いません。

- (2) 命名権者は、その所有する情報発信媒体において、ネーミングライツ制度への取組状況を紹介することができます。ただし、掲載に当たっては、事前に高松市道路管理課まで御相談ください。

- (3) 本市は、命名権による愛称を積極的に使用し、愛称が定着するように努めますが、必要に応じて条例で規定している名称を使用する場合があります。

また、当分の間は、利用者の混乱を避けるため、愛称に条例で規定している名称を併記する場合があります。

5 愛称の条件等

- (1) 各施設の愛称の条件は、別表1のとおりです。

- (2) 本市財産の公共性及び各施設のイメージを損なうおそれがないもので、本市条例、関係法規及びガイドラインを遵守したものとします。

- (3) 愛称について、次のことに留意してください。

ア 契約期間内の愛称変更は、原則としてできません。

イ 愛称は、商標権等権利の侵害になることのないよう、十分調査をした上で提案してください。権利侵害で争いとなった場合は、命名権者側で全て負担、対応するものとし、本市は、一切の責めを負いません。

ウ 愛称のデザイン等（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色、文字配置を含む）の詳細については、市と交通管理者が協議を行い、交通安全等を考慮した結果、デザイン等の変更を求められることがあることを承諾するものとします。

6 愛称表示等

命名権者は、各施設について、別表2に定める表示物に愛称を使用することができます。ただし、関係法令等による規則等に基づく、必要な許認可を得ることを条件とします。

7 愛称使用に伴う費用の負担

別表2のとおり。

※ 既存看板の撤去、変更及び看板の新設並びに期間終了時等の原状回復については、本市との協議が完了後、費用負担者が、発注及び施工するものとします。また、愛称の表示及び消去は、命名権者が道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工するものとします。

8 募集受付期間等

通年募集で、随時受け付けします。（毎月末日で締切後、応募があった施設は募集を終了し、命名権取得予定者の審査を行います。なお、郵送の場合は、市に到着した日の属する月を受付月とします。）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の時間を除きます。）

ただし、土・日及び祝日を除きます。

※ 募集要項等は、高松市ホームページ

(https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/shinotorikumi/soshikihiyo/doro_kanri.html) からダウンロードできます。

9 応募方法等

(1) 提出書類

次の書類を、受付期間内に持参又は郵送（必着）で提出してください。

なお、契約に至らなかった応募については、審査における関係者の意見聴取などの目的以外に公表することはありません。

ア 高松市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）

イ 誓約書

ウ 法人等の概要を記載した書類

エ 定款、寄附行為その他これらに類する書類

オ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

カ 直近の事業年度の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書

キ 直近の1事業年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税並びに高松市税を滞納していないことを証明する書類

ク 審査基準5－（2）及び5－（3）に関するPR書類

ケ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出及び問合せ先

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

高松市道路管理課管理係（本庁舎8階）

電話 087-839-2515

ファックス 087-839-2528

メールアドレス douro@city.takamatsu.lg.jp

(3) 質問の受付

ア 受付期間

通年受付で、随時受け付けします。

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時の時間を除きます。）

ただし、土・日及び祝日を除きます。

イ 受付方法

別紙「ネーミングライツ質問票」により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかで、期間内に問合せ先まで送付してください。ただし、電話による質問には応じません。

ウ 回答方法

受付後1週間程度を目安に、質問のあった項目について、質問者へ回答するとともに高松市ホームページに公表します。

10 応募資格

(1) 募集の趣旨に賛同し、命名権者となることを希望する法人（複数の法人により構成

された団体を含む。)で、6ページの別記第1の要件を満たすこと。

- (2) 応募者の本社・本店所在地は、高松市内外を問いませんが、本社・支社・営業所等の所在地が高松市内の場合、審査において加点します。

11 辞退

申請書類等提出後に応募を取りやめるときは、必ず書面による辞退届を提出してください。(※任意様式)

12 命名権取得予定者の審査方法

高松市ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、命名する愛称、命名権料その他の内容を審査し、命名権取得予定者の選定を行います。

審査委員会は、応募者が1者である場合、又は、失格その他の理由により1者となった場合においても、その1者が命名権者としてふさわしいかどうかの審査を行います。

ただし、応募に適当な者がなかった場合には、命名権者を決定しないことがあります。なお、審査委員会は、非公開で行います。

13 審査基準

審査項目及び配点等は、別紙「高松市道路施設ネーミングライツ審査基準」のとおりです。

14 命名権者の決定

市長は、審査委員会の審査の内容及び結果を尊重し、命名権者を決定するものとします。

15 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知について

審査結果は、全ての応募者に通知するとともに、高松市ホームページにおいて命名権取得予定者の審査後に公表します。

審査結果の公表内容は、命名権取得予定者の名称・所在地・代表者名・愛称・命名権料・契約期間です。

(2) 審査委員会の審査内容等について

審査委員会の審査内容、結果に関する問合せ及び異議等については、一切応じられません。

16 契約の締結

(1) 契約締結及び解除

命名権者決定後、速やかに本市と命名権者との間で契約を締結します。

なお、契約締結後であっても、応募手続の不正、契約違反及び次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、契約を解除することがあります。

ア 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

イ 命名権者が、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

- ウ 命名権者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- エ 命名権者から契約解除の申出があったとき。
- オ その他市長が必要と認めるとき。

なお、命名権の取消しにより契約解除を行っても、当該年度分の命名権料は返還しません。

(2) 命名権者の失格等

命名権者は、公平性を確保するため、市が、命名権者の公表を行うまで応募内容について公表しないでください。公表した場合は、失格とします。

(3) 契約内容の変更

市及び命名権者は、災害その他やむを得ない理由により、契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約の内容を変更することができるものとします。

17 関連規程

- (1) 高松市広告掲載要綱
- (2) 高松市屋外広告物条例
- (3) 道路交通法
- (4) 自然公園法
- (5) 文化財保護法
- (6) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

18 別添資料

- (1) ネーミングライツ付与対象施設個票
- (2) 高松市道路施設ネーミングライツ審査基準
- (3) 高松市ネーミングライツ事業申込書（様式第1号）
- (4) 誓約書
- (5) ネーミングライツ質問票
- (6) 高松市ネーミングライツ事業実施要綱

別記第 1

1 応募資格を有する事業者等は、応募の時点において、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
- (3) 市から指名停止措置を受けている者
- (4) 市税その他の租税を滞納している者又は正当な理由なく市に対する債務を履行していない者
- (5) 政治団体
- (6) 宗教団体
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む者
- (8) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する者を除く。）
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
- (10) 暴力団関係者（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
- (11) 自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため、又は債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められる者
- (12) 暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者
- (13) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる者
- (14) 暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、当該暴力団又は暴力団関係者と委託契約を締結する等これを利用したと認められる者
- (15) その他市長が適当でないと認める者

2 複数の法人により構成された団体の場合は、当該団体を構成する全ての法人が前項の規定による応募資格を有するものとする。

別表1 ネーミングライツ応募対象施設の契約期間・命名権料等一覧

No.	(1)施設の名称	(2)契約期間	(3)命名権料(税抜き)		(4)愛称の条件				(5)附帯特典	
					指定表示施設名	表示面積	文字、色彩等			表示方法
			希望額	応募可能額			全施設共通	施設別指示事項		
1	浜ノ町横断歩道橋	契約日(月初日)～5年以内の年度末日(5年を基本とする)	年間 24万円 以上	年間 12万円	「浜ノ町歩道橋」を含むか、括弧書きで表示してください。	・左記の指定表示施設名を含む最大5㎡以内(両面に設置する場合は、それぞれ指定表示施設名を含む5㎡以内)とします。ただし、既存の信号、標識等の移設は行えませんので、施設の現状有姿で表示可能な範囲に表示してください。また、施設の構造、形状等及び信号や標識等の設置状況によっては、上記の面積を確保できない場合があります。	・使用可能な愛称の例は会社名、商号、商品名(ブランド名)、ロゴマーク等です。ただし、矢印・距離等の交通案内、交通標識等と誤認されるようなデザイン(進入禁止マーク、信号の絵等)は表示できません。 ・愛称の末尾には、施設種別が分かる文字(「歩道橋」など)を含むものとします。 ・原則、文字高30cm、1段書きとしてください。なお、No.1、5、6の施設については文字高30cmを最大35cmにできます。また、No.1については2段書きを行うことが可能です。2段書きの場合は、縦方向の比率は、上段の文字高と、上段と下段の間隔、下段の文字高の比を、30:9:20としてください。 ・表示する文字(ロゴマークを含む)の配置や書体等については、企業名等と指定表示施設名の書体、文字サイズを統一し、施設全体のバランスを損なわないものとしてください。 ・表示する文字(ロゴマークを含む)は見やすい黒を基本とし、これを以外の文字色を用いる場合も鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色(ただし、赤、黄、緑、青は原則不可)とし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。なお、No.6の施設については、使用可能な文字色は、原則として、白、黒、茶のみです。いずれも、道路標識や案内標識等と誤認する内容、色合いとしないこと。 ※書体(フォント)については、国土交通省「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」(H29.10)p.46を参考にしてください。	【横断歩道橋】 ・文字のみを表示又は背景色を透明とし、文字枠の囲み線(縁取り)が見えないようにしてください。 ・地色となる横断歩道橋自体の色を塗り替えたい場合は、国土交通省「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」(H29.10)p.44を参考に色を選び、全面塗り替えを条件として、協議が整った場合に、命名権者の負担で実施できます。 ・信号機のある横断歩道橋(No.1、3)については、信号機から離れた位置に表示してください。ご提案後、信号機の視認性が低くならないか、交通管理者が確認します。	【横断歩道橋】 ・看板の貼付け、吊下げ、磁石での表示はできません。カッティングシート等で表示してください。	
2	水道橋横断歩道橋	契約日(月初日)～5年以内の年度末日(5年を基本とする)	年間 24万円 以上	年間 12万円	「水道橋歩道橋」を含むか、括弧書きで表示してください。					
3	勝賀中学校横断歩道橋	契約日(月初日)～5年以内の年度末日(5年を基本とする)	年間 24万円 以上	年間 12万円	「勝賀中歩道橋」を含むか、括弧書きで表示してください。					
4	玉藻中学校横断歩道橋	契約日(月初日)～5年以内の年度末日(5年を基本とする)	年間 24万円 以上	年間 12万円	「玉藻中歩道橋」を含むか、括弧書きで表示してください。					
5	峰山トンネル	契約日(月初日)～5年以内の年度末日(5年を基本とする)	年間 24万円 以上	年間 12万円	「峰山トンネル」を含むか、括弧書きで表示してください。		【トンネル・隧道】 ・表示する文字(ロゴマークを含む)の配置や書体等については、企業名等と指定表示施設名の書体、文字サイズを統一し、施設全体のバランスを損なわないものとしてください。 ・表示する文字(ロゴマークを含む)は見やすい黒を基本とし、これを以外の文字色を用いる場合も鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色(ただし、赤、黄、緑、青は原則不可)とし、蛍光色、反射性のある色は使用できません。なお、No.6の施設については、使用可能な文字色は、原則として、白、黒、茶のみです。いずれも、道路標識や案内標識等と誤認する内容、色合いとしないこと。 ※書体(フォント)については、国土交通省「景観に配慮した道路付属物等ガイドライン」(H29.10)p.46を参考にしてください。	【トンネル・隧道】 ・地色は、坑口の壁面と同色又は無彩色(黒、白、茶、グレーのいずれか単色)としてください。 ※No.6の施設については、表示板の設置に許可申請が必要です。①中国四国地方環境事務所への申請:「国立公園の許可申請等の手引き」に沿って手続きをしてください。相談窓口は高松自然保護官事務所です。申請から許可まで1月程度要します。②高松市文化財課への申請:高松市ホームページ『史跡・天然記念物「屋島」の現状変更等許可申請書一式』 https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/sogo/shinseisho/shinseisho/bunka/yashima.html に沿って手続きをしてください。	なし	
6	屋島隧道	契約日(月初日)～5年以内の年度末日(5年を基本とする)	年間 24万円 以上	年間 12万円	「屋島隧道」を含むか、括弧書きで表示してください。					

【注意事項】

- 1 契約期間
愛称使用開始日は、応募日から起算して最低でも4か月以上先の月初日とし、終期は、原則として契約始期から起算して5年以内の年度末日までとします。
- 2 命名権料
消費税・地方消費税は別途負担とします。

別表2 ネーミングライツ応募対象施設の愛称表示等・愛称使用に伴う費用の負担

No.	(1)施設の名称	(2)愛称表示が可能な表示物	(3)愛称使用に伴う費用を負担すべき者(市又は命名権者)						
			命名権料	敷地内既設看板、敷地外既設看板	敷地内新規看板、敷地外新規看板、道路標識の表示の変更に要する費用(企画、制作、設置、保守管理等を含む。)※	契約期間終了後の原状回復に要する費用	応募や現地見学に要する費用	市の印刷物、ホームページの表示変更に要する費用	その他の費用
1	浜ノ町横断歩道橋	(1) 敷地内看板 表示2箇所(施設個票「横断歩道橋イメージ図」のとおり) (2) 市の印刷物、ホームページ等 (3) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	—	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
2	水道橋横断歩道橋	(1) 敷地内看板 表示2箇所(施設個票「横断歩道橋イメージ図」のとおり) (2) 市の印刷物、ホームページ等 (3) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	—	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
3	勝賀中学校横断歩道橋	(1) 敷地内看板 表示2箇所(施設個票「横断歩道橋イメージ図」のとおり) (2) 市の印刷物、ホームページ等 (3) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	—	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
4	玉藻中学校横断歩道橋	(1) 敷地内看板 表示2箇所(施設個票「横断歩道橋イメージ図」のとおり) (2) 市の印刷物、ホームページ等 (3) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	—	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
5	峰山トンネル	(1) 敷地内看板 表示2箇所(施設個票「トンネル等写真」のとおり) (2) 市の印刷物、ホームページ等 (3) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	—	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定
6	屋島隧道	(1) 敷地内看板 表示2箇所(施設個票「トンネル等写真」のとおり) (2) 市の印刷物、ホームページ等 (3) 愛称を使用した看板等その他の表示設置は、設置の可否やデザインについて協議が必要です。	命名権者	—	命名権者	命名権者	命名権者	市	協議により決定

※ 既存看板の撤去、変更及び看板の新設並びに期間終了時等の原状回復については、本市との協議が完了後、費用負担者が発注、施工するものとします。